

滋賀県立琵琶湖博物館 はしかけ「里山の会」会則

(目 的)

この会を「里山の会」と称し、琵琶湖博物館と連携し、里山体験教室の活動を一層深めるとともに、独自活動のできるグループ作りを図る。

(会 員)

会員は、以下の項目を満たす者とする。

- 1 はしかけ登録者
- 2 琵琶湖博物館の「里山体験教室」に2回以上参加した者であるか、または、世話人が資格があると認める者
- 3 一年に一度、はしかけに再登録した者で、当会事務局に会員の再登録申請をした者

(総 会)

琵琶湖博物館及び里山の会共催による総会を一年に一度開催し、会運営方針および年度計画の立案を行う。

(役 員)

世話人2名以上及び会計1名を置くこととし、その人選は会員の総意によって決める。任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務局の所在地)

本会の事務局を琵琶湖博物館に置く。事務局は、会則および会員名簿を保管する。

(活 動)

里山体験教室における事前準備、プランニングおよび教室当日の解説、指導をする。また、里山体験教室とは別に、琵琶湖博物館との連携のもと、独自で里山の手入れや観察会等を実施する。

(その他)

その他、この会則で定めのないものは、琵琶湖博物館と世話人が協議して決める。

付則 この会則は平成13年(2001年)4月22日から実施する。

付則 平成14(2002年)年3月16日、一部改訂

付則 平成16(2004年)年1月24日、一部改訂

付則 平成17(2005年)年2月 5日、一部改訂

付則 平成20(2008年)年3月 9日、改訂

付則 平成22(2010年)年3月13日、一部改訂

付則 平成25(2013年)年3月 3日、一部改訂